

専門検討会で検討対象とする疾病

1 「化学物質による疾病に関する分科会」において検討を行った以下の疾病（検討対象物質の一覧は別紙 1 参照）

① 検討事項 1

労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲げられた安全データシートの交付義務のある化学物質 640 物質のうち、労基則別表第 1 の 2 に規定されていない物質による疾病

② 検討事項 2

ILO の第 194 号勧告に付属する「職業病の一覧表」の改訂（2010 年）により、当該一覧表に新たに追加された 9 疾病のうち、労基則別表第 1 の 2 に規定されていない「化学的因子による疾病」（3 疾病）及び「職業上のがん」（4 疾病）

③ 検討事項 3

平成 15 年に取りまとめられた第 35 条検討会の報告書において、長期的ばく露による慢性影響が明らかでない等として、労基則別表第 1 の 2 に追加する必要がないとされた「化学的因子による疾病」（4 疾病）及び「職業上のがん」（1 疾病）

④ 検討事項 4

理美容の業務による接触皮膚炎

2 ILO の第 194 号勧告に付属する「職業病の一覧表」の改訂（2010 年）により、当該一覧表に新たに追加された疾病のうち、「化学物質による疾病に関する分科会」の検討対象以外の疾病で、労基則別表第 1 の 2 に規定されていない疾病（別紙 2 参照）

3 1,2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンによる胆管がん

4 その他包括救済規定に該当した疾病（次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎等）

「化学物質による疾病に関する分科会」において検討を行った化学物質

検討事項 1

- ① アジ化ナトリウム
- ② アセトニトリル
- ③ イソシアン酸メチル
- ④ インジウム及びその化合物
- ⑤ エタノール
- ⑥ エチルメチルケトンペルオキシド
- ⑦ エチレングリコール
- ⑧ エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
- ⑨ 2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル
- ⑩ オゾン
- ⑪ 過酸化水素
- ⑫ カーボンブラック
- ⑬ ガソリン
- ⑭ 銀及びその水溶性化合物
- ⑮ グルタルアルデヒド
- ⑯ クロロジフルオロメタン
- ⑰ 酢酸
- ⑱ 酸化カルシウム
- ⑲ シアナミド
- ⑳ 2-シアノアクリル酸エチル
- ㉑ 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ㉒ 2,4-ジニトロトルエン
- ㉓ 1,2-ジブromoエタン
- ㉔ すず及びその化合物
- ㉕ チオリン酸 0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)
- ㉖ テトラメチルチウラムジスルフィド
- ㉗ テレピン油
- ㉘ 銅及びその化合物
- ㉙ N-(トリクロロメチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド
- ㉚ 二亜硫酸ナトリウム
- ㉛ 二酸化塩素
- ㉜ ニッケル及びその化合物
- ㉝ ニトロメタン
- ㉞ 白金及びその水溶性塩
- ㉟ バリウム及びその水溶性化合物
- ㊱ ヒドロキノン

- ③7 ブタン
- ③8 プロピルアルコール
- ③9 1-ブロモプロパン
- ④0 2-ブロモプロパン
- ④1 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン
- ④2 ヘキサヒドロ - 1, 3, 5 - トリニトロ - 1, 3, 5 - トリアジン
- ④3 ペルオキシ二硫酸アンモニウム
- ④4 ペルオキシ二硫酸カリウム
- ④5 ペルオキシ二硫酸ナトリウム
- ④6 4, 4'-メチレンジアニリン
- ④7 モリブデン及びその化合物
- ④8 ロジウム及びその化合物

検討事項 2

- ① イソシアン酸塩のうち、メチレンビスシクロヘキシルイソシアネート
- ② 硫黄酸化物のうち、三酸化硫黄
- ③ 硫黄酸化物のうち、亜硫酸
- ④ ベリリウム及びその化合物によるがん
- ⑤ カドミウム及びその化合物によるがん
- ⑥ エリオン沸石によるがん
- ⑦ エチレンオキシドによるがん

検討事項 3

- ① タリウム及びその化合物による疾病
- ② オスミウム及びその化合物による疾病
- ③ ベンゾキノン及びその他の角膜刺激物による疾病
- ④ 作業活動によって生じる炭じん、木材粉じん、穀物及び農作業の粉じん、繊維じん、紙じんによる慢性閉塞性肺疾患
 - ・ 炭じん
 - ・ 木材粉じん
 - ・ 穀物及び農作業の粉じん
 - ・ 繊維じん
 - ・ 紙じん
- ⑤ 木材粉じんによるがん

検討事項 4

- ① システアミン塩酸塩 (CHC)
- ② コカミドプロピルベタイン (CAPB)

ILO職業病の一覧表と労基則別表第1の2等の規定状況

※網かけの疾病は職業病の一覧表の改訂(2010年)により新たに列挙された疾病
 (◇化学物質分科会で検討済み、◆本検討会の検討対象)

勧告(2010年)の職業病一覧	別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
		前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
1.作業活動から生じる因子へのばく露に起因する職業性疾病				
1.1. 化学的因子による疾病				
1.1.1. ベリリウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.2. カドミウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.3. 燐及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.4. クロム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.5. マンガン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.6. 砒素及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.7. 水銀及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.8. 鉛及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.9. フッ素及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.10. 二硫化炭素に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.11. 脂肪族または芳香族炭化水素のハロゲン誘導体に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.12. ベンゼンまたはその同族体	○(告示)	—	—	—
1.1.13. ベンゼンまたはその同族体のニトロ誘導体またはアミノ誘導体に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.14. ニトログリセリンまたはその他の硝酸エステルに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.15. アルコール、グリコールまたはケトンに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.16. 一酸化炭素、硫化水素、シアン化水素またはそれらの誘導体などの窒息性物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.17. アクリロニトリルに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.18. 窒素酸化物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.19. バナジウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.20. アンチモン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.21. ヘキサン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.22. 鉬酸に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.23. 医薬品に起因する疾病	○(4号4)※一部規定あり	×(追加は不要)	—	平成15年の報告書において、薬剤として使用される対象化学物質の種類は極めて多く、国内において、同一の薬品で多数の職業性の健康影響が報告されたものはなかったとまとめられた経緯あり
◇ 1.1.24. ニッケル及びその化合物に起因する疾病	○(告示)※一部規定あり	—	○(追加が適当)	—
1.1.25. タリウム及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	○(追加が適当)	—
1.1.26. オスミウム及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
1.1.27. セレニウム及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.28. 銅及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—

勧告(2010)の職業病一覧	別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名 での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
		前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
◇ 1.1.29. プラチナ及びその化合物に起因する疾病	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
1.1.30. 錫及びその化合物に起因する疾病	○(5号、告示)※一部規定あり	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
1.1.31. 亜鉛及びその化合物に起因する疾病	○(告示)※一部規定あり	×(追加は不要)	—	—
1.1.32. ホスゲン及びその化合物に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.33. ベンゾキノン等の角膜刺激物に起因する疾病	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
1.1.34. アンモニアに起因する疾病	○(告示)	—	—	—
◇ 1.1.35. イソシアン酸に起因する疾病	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
1.1.36. 農業に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
◇ 1.1.37. 硫黄酸化物に起因する疾病	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
1.1.38. 有機溶剤に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.39. ラテックスまたはラテックス含有物に起因する疾病	△(4号9)	—	—	—
1.1.40. 塩素に起因する疾病	○(告示)	—	—	—
1.1.41. 前各号に掲げられていない化学的因子に起因する疾病であって、作業活動から生じるこれらの因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(4号9)	—	—	—
1.2. 物理的因子による疾病				
1.2.1. 騒音に起因する聴力障害	○(2号11)	—	—	—
1.2.2. 振動に起因する疾病(筋、腱、骨、関節、末梢血管または末梢神経の障害)	○(3号3)	—	—	—
1.2.3. 圧縮空気または減圧空気に起因する疾病	○(2号7)	—	—	—
1.2.4. 電離放射線に起因する疾病	○(2号5)	—	—	—
1.2.5. レーザー光線を含む光学的放射線(紫外線、可視光線、赤外線)に起因する疾病	○(2号1、2、3)	—	—	—
1.2.6. 異常温度へのばく露に起因する疾病	○(2号8、10)	—	—	—
1.2.7. 前各号に掲げられていない物理的因子に起因する疾病であって、作業活動から生じるこれらの因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(2号13)	—	—	—
1.3. 生物学的因子及び伝染性または寄生虫性疾病				
1.3.1. ブルセラ症	○(6号2)	—	—	—
1.3.2. 肝炎ウイルス	△(6号1)	—	—	—
1.3.3. HIV	△(6号1)	—	—	—
1.3.4. 破傷風	△(1号)	—	—	—
1.3.5. 結核	△(6号1)	—	—	—
◆ 1.3.6. 細菌または真菌による汚染物質に関連した中毒性または炎症性症候群	△(4号9、6号5)	—	—	—
1.3.7. 炭疽病	○(6号2)	—	—	—
1.3.8. レプトスピラ症	○(6号3)	—	—	—
1.3.9. 前各号に掲げられていない生物学的因子に起因する疾病であって、作業活動から生じるこれらの因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(6号5)	—	—	—

勧告(2010)の職業病一覧	別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名 での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
		前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
2. 標的臓器系職業性疾患				
2.1. 呼吸器系疾患				
2.1.1. 線維形成型鉱物性粉じん起因するじん肺(珪肺、石炭沈着珪肺、石綿肺)	○(5号)	—	—	—
2.1.2. 珪肺結核	○(5号)	—	—	—
◆ 2.1.3. 非線維形成型鉱物性粉じん起因するじん肺	△(5号)	—	—	—
2.1.4. 鉄沈着症	△(5号)	×(追加は不要)	—	平成15年の報告書において、シデローシスに関するこれまでの報告は、鉱山労働者や粉じんばく露労働者に関するものであり、対象者の大部分は既にじん肺その他既知の有害物質ばく露により発症した疾病として労災補償の対象となっていると考えられ、これら以外の疾病はほとんどないと推定されるとまとめられた経緯あり
2.1.5. 硬質金属粉じん起因する気管支肺疾病	○(5号)	—	—	—
2.1.6. 綿、亜麻、麻、サイザル麻、砂糖黍に起因する気管支肺疾病(綿肺、砂糖黍肺)	○(4号6)	—	—	—
2.1.7. 作業工程特有の認められている感作物質または刺激物に起因するぜんそく	○(4号5)	—	—	—
2.1.8. 作業活動から生じる有機粉じんまたは微生物汚染エアロゾルの吸引に起因する外因性アレルギー性肺炎	○(4号5)	—	—	—
2.1.9. 作業活動から生じる石炭粉じん、石材採石場の粉じん、木材粉じん、穀物及び農業粉じん、家畜小屋の粉じん、繊維粉じん及び紙粉じん起因する慢性閉塞性気管支疾患	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—
2.1.10. アルミニウムに起因する肺疾患	○(5号)	—	—	—
2.1.11. 作業工程特有の認められている感作物質または刺激物に起因する上気道疾患	○(4号2、告示)	—	—	—
2.1.12. 前各号に掲げられていない呼吸器系疾患であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(4号9)	—	—	—
2.2. 皮膚疾患				
2.2.1. 他の項目に含まれない作業活動から生じるその他の認められているアレルギー誘発性因子に起因するアレルギー接触性皮膚疾患及び接触性じんましん	○(4号4)	—	—	—
2.2.2. 他の項目に含まれない作業活動から生じるその他の認められている刺激物に起因する刺激物接触性皮膚疾患	○(4号3)	—	—	—
2.2.3. 他の項目に含まれない作業活動から生じるその他の認められている因子に起因する白斑	△(4号9)	—	—	—

勧告(2010)の職業病一覧		別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名 での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
			前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
2.2.4.	前各号に掲げられていない皮膚疾患であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(4号9)	—	—	—
2.3. 筋骨格系疾患					
2.3.1.	手首の繰り返し動作、無理な動作及び異常な姿勢による橈骨茎状腱滑膜炎	△(3号4)	—	—	—
2.3.2.	手首の繰り返し動作、無理な動作及び異常な姿勢による手及び手首の慢性腱滑膜炎	△(3号4)	—	—	—
2.3.3.	肘部の長期間の圧迫による肘頭部滑液包炎	△(3号1)	—	—	—
2.3.4.	長期間の膝立ちの姿勢による膝蓋滑液包炎	△(3号1)	—	—	—
2.3.5.	繰り返しの無理な作業による上顎炎	△(3号1)	—	—	—
2.3.6.	膝立ちまたはしゃがんだ姿勢での長期間の作業による半月板障害	△(3号1)	—	—	—
2.3.7.	長期間の繰り返しの無理な作業、振動を伴う作業、手首の異常姿勢またはこれらの組み合わせによる手根管症候群	△(3号4)	—	—	—
2.3.8.	前各号に掲げられていない筋骨格系疾患であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(3号5)	—	—	—
2.4. 精神及び行動障害					
2.4.1.	外傷性ストレス障害	○(9号)	—	—	—
2.4.2.	前号に掲げられていない精神または行動障害であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(9号)	—	—	—
3. 職業性がん					
3.1. 下記因子に起因するがん					
3.1.1.	石綿	○(7号7)	—	—	—
3.1.2.	ベンジジン及びその塩	○(7号1)	—	—	—
3.1.3.	ビスクロロメチルエーテル(BCME)	○(7号5)	—	—	—
3.1.4.	六価クロム化合物	○(7号14)	—	—	—
3.1.5.	コールタール、そのピッチまたは煤	○(7号17)	—	—	—
3.1.6.	β-ナフチルアミン	○(7号2)	—	—	—
3.1.7.	塩化ビニル	○(7号9)	—	—	—
3.1.8.	ベンゼン	○(7号8)	—	—	—
3.1.9.	ベンゼンまたはその同族体のニトロまたはアミノ誘導体	○(7号1、2、3、4)	—	—	—
3.1.10.	電離放射線	○(7号10)	—	—	—
3.1.11.	タール、ピッチ、瀝青、鉱物油、アントラセン、またはこれらの化合物、製品若しくは残留物	○(7号17)	—	—	—
3.1.12.	コークス炉排出物	○(7号13)	—	—	—
3.1.13.	ニッケル化合物	○(7号15)	—	—	—
3.1.14.	木材粉じん	×(規定なし)	×(追加は不要)	×(追加は不要)	—

勧告(2010)の職業病一覧		別表第1の2又は告示の規定状況 (○規定済、×規定なし、△当該疾病名 での列挙はないが通達等で整理)	35条専門検討会検討状況		
			前々回検討会 (平成15年)	化学物質分科会 (平成25年)	備考
◇	3.1.15. 砒素及びその化合物	○(7号16)	—	—	—
◇	3.1.16. ベリリウム及びその化合物	×(規定なし)	—	○(追加が適当)	—
◇	3.1.17. カドミウム及びその化合物	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
◇	3.1.18. エリオン沸石	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
◇	3.1.19. エチレンオキシド	×(規定なし)	—	×(追加は不要)	—
	3.1.20. B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルス	△(6号1)	—	—	—
	3.1.21. 前各号に掲げられていない因子に起因するがんであって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(7号18)	—	—	—
4. その他の疾病					
	4.1. 鉍夫眼振	×(規定なし)	—	—	発生例が減少し、将来的に発生することが想定されなかったこと等の理由から昭和53年に具体的列挙規定から削除された経緯あり
	4.2. この一覧に掲げられていない職業または工程に起因する疾病であって、作業活動から生じるリスク因子へのばく露と作業者が罹患する疾病の間の直接的関連が科学的に立証され、または、国の実態に応じた方法により決定されているもの	○(11号)	—	—	—